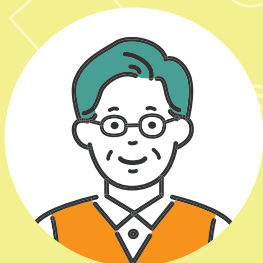


概要版

第4次
佐世保市

男女共同参画計画

令和5年3月
佐世保市



第1章 計画の策定にあたって

01 計画策定の趣旨



近年、少子高齢化の進行や、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化しています。このような中でも、持続可能な活力ある社会を構築していくために、女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮することやワーク・ライフ・バランスを推進し、性別によって差別されることのない、誰もがいきいきと活躍できる社会をつくることますます重要になっています。

佐世保市では、平成 14（2002）年3月に「パートナーシップをめざすわが街佐世保」を目標に掲げた「佐世保市男女共同参画計画」を策定し、以降、計画の改訂や「佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例」の施行を通じて、男女共同参画の実現に向けて、取り組みを進めてきました。

今後の本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るための計画として「第4次佐世保市男女共同参画計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

02 計画の位置づけ



本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第 14 条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に相当するものであり、「DV 防止法」第2条の3及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく計画とするものです。

また、国の男女共同参画基本計画（「第5次男女共同参画基本計画」）及び長崎県の男女共同参画基本計画（「第4次長崎県男女共同参画基本計画」）を考慮しながら定めるとともに、「第7次佐世保市総合計画」等、市の関連計画との整合を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

03 計画の期間



本計画は令和5（2023）年度～令和9（2027）年度の5年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



04 近年の男女共同参画の動向



国の動き

- 昭和 60 年（1985 年） 「女性差別撤廃条約」（国際条約）批准
「男女雇用機会均等法」施行
- 平成 27 年（2015 年） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行（10 年間の時限立法）
・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行
・働き方改革等の推進
- 平成 30 年（2018 年） 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
・男女の候補者の数をできる限り均等にするを目指す
- 令和2年（2020 年） 「第5次男女共同参画基本計画」策定
・SDGs（包摂的かつ持続可能な世界の実現）
・「ジェンダー主流化」の視点が提示される
- 令和4年（2022 年） 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」
・「女性の経済的な自立」を「新しい資本主義」の中核と位置付け



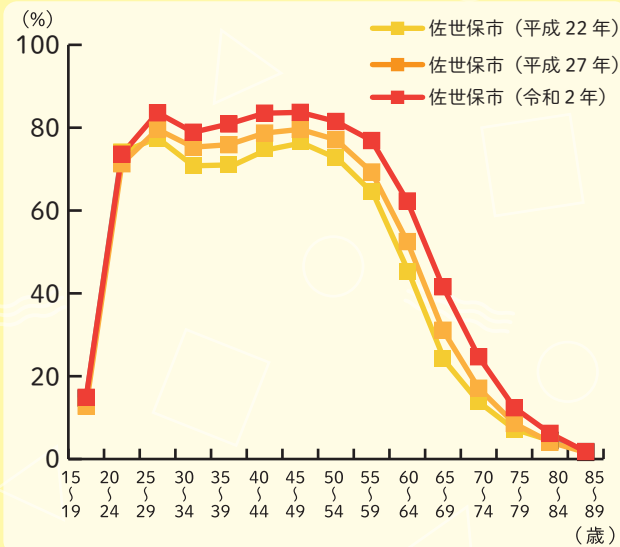
長崎県の動き

- 平成2年（1990 年） 「2001 ながさき女性プラン」を策定
- 平成 15 年（2003 年） 「長崎県男女共同参画基本計画」策定
- 令和3年（2021 年） 「第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン 2025～」策定
・今後取り組むべき施策の視点
(1) 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認識
(2) 多様性の視点
(3) 女性の人材育成と女性が参画しやすい環境づくり
(4) 様々な不安の解消
(5) トップ層の意識改革



佐世保市の男女共同参画の現状

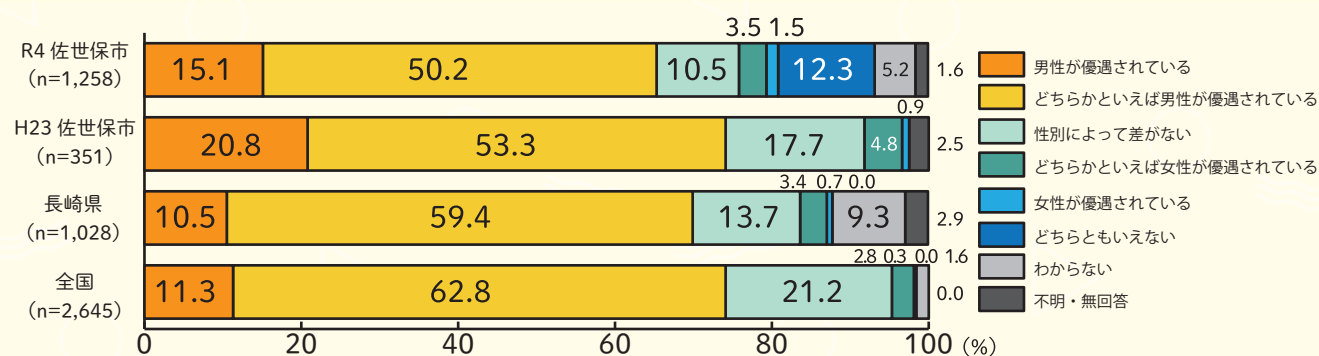
女性の就業率の推移



女性の労働力率を年齢別にみると、令和2(2020)年の推移は、20歳代後半では、83.6%ですが、30歳代では低くなり、再び40歳代では増加し、50歳代以降は再び減少しています。平成22(2010)年、平成27(2015)年と比較してみると、就業率がすべての世代で上回っており、女性の社会進出が進展している様子がうかがえます。

男女の地位の平等感について 【社会全体で(総合的に)】

男女の地位の平等感についてみると、【社会全体で(総合的に)】では、全国・長崎県・前々回(H23)結果と比較すると、『男性優遇』は全国、長崎県、前々回結果より低くなっています。また、『性別によって差がない』『どちらかといえば女性が優遇されている』は全国、長崎県、前々回結果より低くなっています。



※前回調査では選択肢の表現が同一ではなかったため、前々回(H23実施)調査と比較

第3次計画の総括

第3次計画を終了するにあたっての総括



佐世保市では平成14(2002)年から男女共同参画計画に基づき様々な各施策に取り組んできました。しかし、第2章の現状で示したように、本市においては、女性の各年代において年々就業率が上がり、市民意識調査の「男女の地位の平等感について」では「男性が優遇」と回答した割合が減少傾向となる一方で、「どちらともいえない」・「わからない」との回答が増え、「性別によって差がない」と回答した割合は国や県の結果より低く、女性の社会進出とジェンダー平等に対する実感にギャップがあることがうかがえます。

前計画の数値目標の達成状況でも、附属機関の委員や一般行政職の管理職、地区自治協議会役員に占める女性の割合については目標を達成できておらず、慣例による評価や社会構造など、それらに影響を与えている性別役割分担意識の解消について、一層の取り組みが必要と考えられます。また、前計画5年間のうち、3年間は新型コロナウイルス感染症の影響で計画通りに事業を実施することが困難となるなど、セミナー等の参加者数を目標値とした事業へ大きな影響を与えました。今後は、社会情勢も加味し、啓発事業について量より質への転換も図る必要があります。

一方で、病児保育事業など、着実に目標を達成した事業もあり、子育て中の人々が社会で活躍できる環境づくりについては一定の成果があったと考えます。

第3次計画の数値目標の達成状況

項目	実績値 平成28(2016)年度	目標値 令和4(2022)年度	計画最終年度 現状値見込み
1 附属機関の女性委員比率*1	31.4%	40.0%	27.3%
2 一般行政職の管理職(課長以上)に占める女性の割合	7.3%	10.0%	9.0%
3 女性活躍応援宣言登録事業所数(累計)	82か所	200か所	200か所
4 「させぼお仕事情報プラザ」における就業あっせん者数(各年)	-	120人	72人
5 地区自治協議会役員に占める女性の割合*2	11.8%	↑	14.7%
6 保育所待機児童数(4月1日現在)	0人	0人	0人
7 病児保育事業実施か所数	5か所	5か所	5か所
8 放課後児童クラブ開設数	57か所	73か所	73か所
9 DV防止講座の実施回数	10回	10回	10回
10 乳児家庭全戸訪問実施率	94.1%	100.0%	90.0%
11 「スピカ」で実施するセミナー、講演会等の参加者数	2,151人	2,200人	1,200人
12 男女平等になっていると感じる人の割合	21.0%	30.0%	10.5%

*1 附属機関の女性委員比率は、国、地方公共団体及び本市の職員を除く

*2 上昇を目標として、目標値は設定していない

第4章 第4次計画の基本的な考え方

目標

一人ひとりの個性や自主性が尊重され、誰もが対等に様々な場に参画し、その個性や能力を発揮し、ともに輝いて生きられる男女共同参画社会をめざします。
(佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例に基づき設定)



基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
 - (2) 社会における制度または慣行についての配慮
 - (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
 - (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
 - (5) 生涯にわたる健康とライフスタイルの自己決定への配慮
 - (6) 国際的協調
- (佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例 第3条)



基本目標

男女間の労働慣行、固定的な性別役割分担意識など、制度・慣行・意識の3つの要素が相互に影響を与える構造的な問題があると考えられます。また、長引く新型コロナウイルス感染症により男性と女性に対して異なる影響を及ぼしています。特に女性に対して就業から生活面について様々な形で深刻な影響を与えており、ひとり親支援や再就職支援など女性が経済的に自立して生きられる社会とともに誰もが生きやすい社会を実現する必要があります。これら社会情勢を踏まえ本計画では、以下の3つを基本目標に掲げ、これに基づいて男女共同参画に関する総合的な施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

誰もが自らの選択においてその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合い、いきいきと活躍できる社会を目指します。そのために、男女がともに職場、地域など社会のあらゆる場面に参画し活躍できるよう、様々な分野で意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、女性のライフステージに応じて、その人の生き方に合った活動が行えるよう、女性のキャリア・スキルの向上を支援します。

主要課題	具体的施策	取り組み項目
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 審議会等への女性の参画促進	(1) 女性委員の積極的登用 (2) 人材の育成及び参画
	2 市における管理職への女性職員の登用推進	(1) 女性の管理職への積極的登用 (2) 能力開発のための研修実施
(2) 地域における男女共同参画の推進	3 地域社会における男女共同参画の促進	(1) 地域団体における女性の意見を反映させる仕組みづくりに向けた啓発の推進 (2) 市民活動の支援
	4 国際的視野を広げ、国際交流を推進	(1) 国際交流や国際理解促進の取り組み
	5 農林水産業等自営業における女性への支援	(1) 女性農業者への支援 (2) 経営への参画促進 (3) 漁業施設における就労環境の整備の推進
(3) 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	6 職業意識の育成	(1) 学校教育における職業意識の育成 (2) 多様な分野に触れる機会の提供
	7 再就職希望者に対する援助の充実	(1) 離職者の再就職支援
	8 起業を目指す女性への支援	(1) 起業を目指す女性への情報提供
	9 女性の職域拡大と能力開発のための啓発	(1) 職業能力開発へ向けた啓発



基本目標 II

誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

誰もが生涯にわたって心豊かで充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを支える環境づくりを目指します。そのために、社会の中に根強く残っている性別に基づく役割分担意識の改革が必要です。男性の家庭参画の促進や仕事と子育て、介護等の両立支援など、職場における啓発活動や子育て支援を充実させていきます。また、性別に関わらず、人は平等であることや誰もが共に参画し社会をつくり上げていく必要性について教育啓発していきます。



主要課題	具体的施策	取り組み項目
(4) 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	10 雇用の機会確保と雇用の場における環境整備の推進	(1) 育児介護休業制度の普及
		(2) 雇用の創出や充実のための企業誘致の促進
		(3) 住民基本台帳への旧姓併記
		(4) 事業主の取り組み促進
		(5) させぼ女性活躍推進協議会による啓発推進
11 両立のための職場における啓発促進		(1) ワーク・ライフ・バランスの率先推進及び普及啓発
		(2) 事業所への意識啓発
12 多様な働き方を可能とする就業環境の整備		(1) 多様な働き方や就労環境の整備に関する支援制度の普及
		(2) 事業所への意識啓発
13 ハラスメント防止のための啓発		(1) 職場におけるハラスメントを防止する環境づくり
		(2) 市職員へのハラスメント防止へ向けた啓発
14 働く環境における女性のヘルスケア		(1) 働く女性に対するヘルスケアの啓発
		(2) 事業所に対するヘルスケアの啓発
15 家庭生活における男女共同参画の促進		(1) 家事・育児・介護への男性の参画促進
		(2) 事業所に対するヘルスケアの啓発
(5) 子育て・介護等の支援体制の充実	16 子育て支援策の充実	(1) 多様な利用者のニーズに対応した保育サービスの充実
		(2) 放課後児童への支援体制の充実
		(3) 子育てに関する相談支援体制の整備
17 介護支援策の充実		(1) 要介護高齢者等のニーズに応じた介護サービスの充実
		(2) 放課後児童への支援体制の充実
(6) 教育を通じた男女共同参画の推進	18 学校等における男女平等教育の推進	(1) 学校等の活動全体の中での男女平等・人権尊重の精神の育成
		(2) 教育関係者に対する男女共同参画の意識啓発の充実
19 多様な学習機会の提供		(1) 社会教育施設等における学習機会の充実
		(2) スピカを利用した情報の提供や啓発の実施
(7) 意識改革に向けた啓発・普及の推進	20 男女共同参画の視点に立った意識啓発	(1) 人権啓発講演会等による啓発活動の実施
		(2) スピカを利用した情報の提供や啓発の実施
		(3) 性の多様性に対する理解の促進
21 広報等における取り組みの推進		(1) 広報・啓発活動の推進
		(2) 男女共同参画の視点に配慮した広報

基本目標 III

安全・安心な暮らしの実現

家庭や地域など、あらゆる場面において、性別に関わらず誰もが尊厳を持ち、健康で安全・安心に暮らすことができる社会を目指します。そのために、DVや各種ハラスメント防止に関する意識啓発や相談体制の整備、保健医療の整備等生涯にわたる健康支援を通して離職を防ぐとともに心身の健康づくりを行っていきます。高齢者や障がいのある人、生活困窮者やひとり親家庭といった生活に困難を抱えている人が安心して暮らせるよう支援を進めていきます。また、安全・安心な生活環境の整備として、男女共同参画の視点を活かした防災対策等に努めます。

主要課題	具体的施策	取り組み項目	
(8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	22 多様な機会をとらえた意識啓発	(1) DVを防ぐ意識啓発の推進	
		(2) 出前講座などによる人権啓発講演等の実施	
		23 学校における教育	(1) 道徳教育の充実
		(2) DV予防の取り組み	
		24 DV等あらゆる暴力への対策の推進	(1) 相談窓口の周知・充実
25 被害者の救済と援助		(2) 高齢者への虐待防止	
		(3) 障がいのある人への虐待防止	
		(1) 被害者への相談支援	
		(2) 母子の救済に関する相談・支援	
(9) 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	26 貧困や高齢、障がい等により困難を抱えた人への支援	(3) 住民基本台帳閲覧等制限による支援	
		(4) 市営住宅の優先入居の支援	
		(1) 高齢者への支援	
		(2) 障がい者への支援	
27 ひとり親家庭の生活安定と自立の促進		(3) 生活困窮世帯等への学習支援	
		(1) 相談体制の充実と自立援助の促進	
(10) 生涯を通じた健康支援	28 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	(1) 妊娠・出産に関する支援	
		(2) 小児・周産期医療の充実	
		29 適切な性教育の推進	(1) 発達段階に応じた性教育の実施
30 生涯にわたる健康の保持増進		(1) 女性の健康保持のための相談・保健指導等の充実	
		31 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復旧・復興対策の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災・復旧・復興対策の推進
(11) 防災等における男女共同参画の推進	32 消防分野における男女共同参画の推進	(1) 柔軟な発想や価値観を活かした安全・安心なまちづくりの推進	



計画を進捗管理する数値目標

基本目標	項目	実績値 【令和3(2021)年度】	目標値	達成年度
I あらゆる分野における 女性の参画拡大	附属機関の女性委員比率*1	27.5%	40.0%	令和9年度 (2027)
	一般行政職の管理職（課長以上）に 占める女性の割合	9.3%	10.0%	令和9年度 (2027)
	地区自治協議会役員に占める女性の割合	13.9%	20.0%	令和9年度 (2027)
	「させばお仕事情報プラザ」における 就業あっせん者数（各年）	66人	73人	令和9年度 (2027)
II 誰もが能力を発揮し、多様な 働き方ができる環境づくり	男女共同参画や女性活躍等に関する セミナー等の受講事業所数	0事業所	15事業所以上	令和9年度 (2027)
	保育所待機児童数	0人 (10月1日現在)	0人	令和9年度 (2027)
	放課後児童クラブ待機児童数	0人 (5月1日現在)	0人	令和9年度 (2027)
	「スピカ」で実施するセミナー、講演会等の回数	21回	21回	令和9年度 (2027)
III 安全・安心な暮らしの実現	DV防止講座の実施回数	8回	10回	令和9年度 (2027)
	学習会（中学生の部）の実施回数	67回	92回	令和9年度 (2027)
	プレパパ学級の父親の参加人数	53人	60人	令和9年度 (2027)
	「いのちのお話会」の実施回数	8回	33回	令和9年度 (2027)
	消防職に占める女性吏員の割合	3.2%	5.9%	令和8年度 (2026)

*1 附属機関の女性委員比率は、国・地方公共団体及び本市の職員を除く

計画を推進するために

01 庁内推進体制の 整備



全ての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動ができるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、本計画の取り組み内容は幅広い内容にまたがっているため、副市長及び各部長で構成する「佐世保市男女共同参画推進会議」において、総合的な調整や庁内の連携を図り、本計画の推進に努めます。

02 連携体制の整備



(1) 市民や各種団体等との協働・連携

男女共同参画を推進していくためには、市が直接取り組む施策だけでなく、市民、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、市民や各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

(2) 国・県等との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

03 計画の進捗管理



本計画を確実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況に関して男女共同参画推進会議において検証や評価を行います。また、男女共同参画審議会にも報告し、進捗状況や取り組みについての意見を求めることとします。

計画の最終年度である令和9（2027）年度には、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行い、本市における男女共同参画のさらなる推進を図ります。



男女共同参画都市させぼ宣言

九十九島の海風のように、あたたかく包んでくれるさせぼ
あなたもわたしも、共に生きよう
性別や年齢、すべての壁を乗り越えて
多様な生き方を認め合おう
自立と平等を基本に
個性や能力を生かせる社会を創ろう
自らの意思と行動で
家庭に地域に 学校に職場に、一人ひとりが対等に参画し、
責任も喜びも分かち合える、平和な社会をめざして
ここに 佐世保市は
「男女共同参画都市」を宣言します。

平成 13 年 10 月 2 日
佐世保市



第4次佐世保市男女共同参画計画（概要版）

発行：令和5年3月

佐世保市 市民生活部 人権男女共同参画課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡 1-10

電話番号：0956-24-1111（代表）

FAX 番号：0956-25-9703